

元南西諸島官公署職員等の身分、恩詔等の特別状況に関する法律施行規則第二条第一項の規定

告別　　月日

受詔申出言

太  
元  
編

二

卷之四

5

卷之二

開闢通大政殿

の(1)から(6)までの各題は必ず記入すること。但し、※印の欄にある不要の文字は飛ばす。

卷之三

三 旧歿所がすでに死亡している場合は、Hの現住所の欄にはその他の死亡證明書

۱۰۴